

## 制度改定および運用変更・廃止について

### 1. 特定保健指導費用補助制度の見直しについて

2011年度より特定保健指導の実施率向上を目的として実施状況に応じた費用補助を行っておりますが、補助金の使用率が約2割と低いため、以下の通り運用を変更するものです。

#### ◆変更内容◆

特定保健指導の実施に関して使用した費用を、事業所からの申請に基いて健保組合が支払う方式に変更いたします。

具体的には1年間の「特定保健指導実施人数×単価」を補助限度額とし、特定保健指導の推進のために使用した費用を健保組合に請求いただきます。

2013年度まで

特定保健指導実績に応じた補助額を支払  
<定額×実施人数分を健保が事業所に支払>



2014年度から

特定保健指導の実施に関して使用した費用を支払  
<補助限度額（定額×実施人数分）まで請求可能>

#### ◆補助の対象◆

原則として、特定保健指導の推進に資する費用について補助します。

補助対象と対象外の具体例は以下の通りです。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導用の資料、教材</li> <li>・特定保健指導対象者向けセミナー</li> <li>・健康測定器具 (血圧計、体脂肪計、体組成計、スモーカーライザー等)</li> <li>・業務委託費用(特定保健指導に関する部分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・什器、備品、事務用消耗品等(本来会社が手配すべきもの)</li> <li>・バラマキ的に不特定多数に払い出す物品</li> <li>・懇親費用、アルコール類等</li> <li>・人件費</li> </ul>

～お願い～

特定保健指導は健保組合の責務とされておりますが、事業所内で実施している事後フォローと重なる部分が多く、また、共に社員の疾病予防・健康増進を目的とするものであることから、引き続き保健指導の延長線上での推進をお願いいたします。

ただし、マンパワー等不足がある事業所においては、外部委託した費用を健保が負担いたします。

《補助限度額算出方法》

(単位:円)

	初回～最終評価	初回面談のみ	最終評価のみ
積極的支援	30,000	15,000	15,000
動機付け支援	10,000	5,000	5,000

×

特保実施人数

=

補助限度額

#### ◆運用の流れ◆

①看護職等が特定保健指導実施後に保健指導の記録をヘルスアップ F@mily に登録

↓

②上記の算出方法により毎年2月～1月の1年間で補助額を蓄積→補助限度額

※補助限度額(蓄積額)範囲内で使用した費用(特定保健指導実施に関する費用のみ)を翌年7月末まで  
随時請求可能

↓

③事業所情報管理サイト内の費用補助申請より請求書を出力

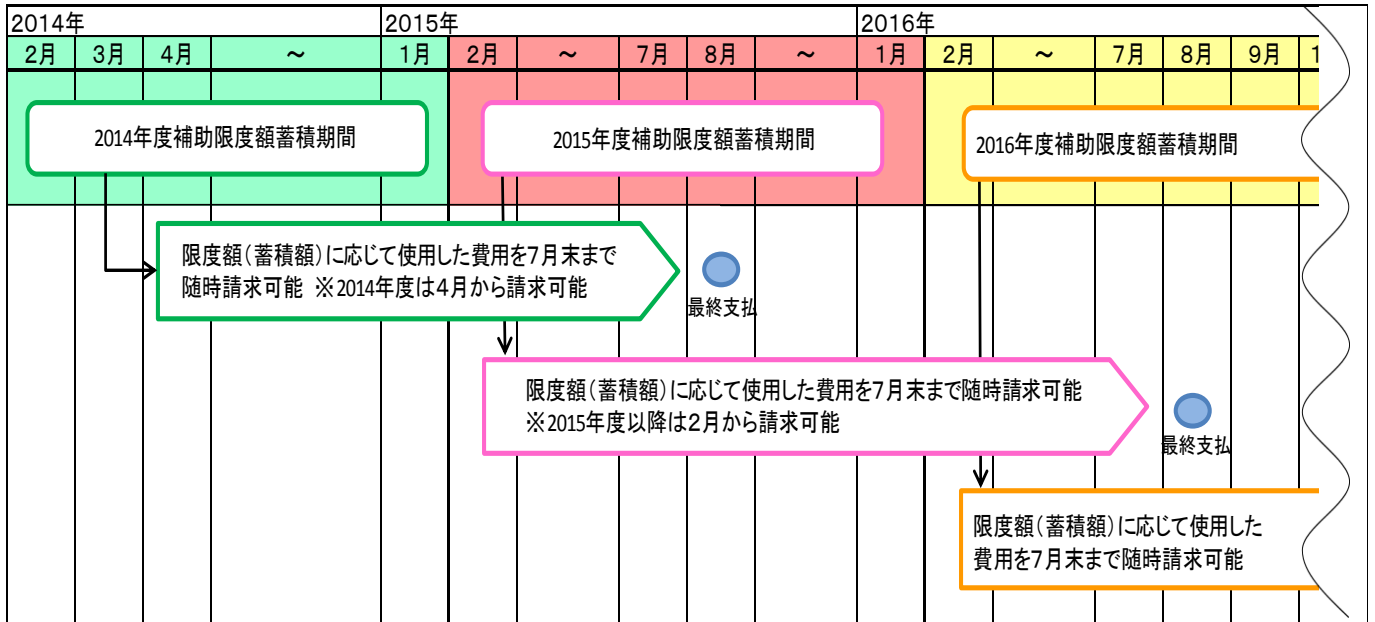
※詳細は「<別紙2>継続事業、依頼事項について」の「3. 各種費用補助請求について」をご確認ください。

↓

④出力した申請書(請求書)と領収書等証拠書類を健保組合へ送付

↓

⑤毎月月末までに届いた請求書を翌月末にお支払



## 2. インフルエンザワクチン予防接種費用補助制度の廃止について

先般、「2014年度保険料率ならびに制度等の改定について(ご通知)」にてご案内いたしました通り、インフルエンザワクチン予防接種費用補助は2003年度より制度を開始し、継続事業として実施しておりましたが、以下の理由により2014年度から制度を廃止いたします。  
 ※海外勤務者の対応は継続、海外出張者は廃止、パンデミック時はその都度検討とします。

### ◆廃止理由◆

1. 国の研究ではワクチンは高齢者の重症化予防に有効とされており、国が補助をしている。
2. 当健保組合における接種者(25%)と非接種者(75%)で2年間比較したところ、罹患率やインフルエンザ治療に要する一人当たりの医療費に差が見られなかった。
3. 接種により副作用の可能性があるため、本人の意思により受けるべきものとされている。

以上のことに加えて健保財政が医療費や拠出金の高騰により大変厳しくなっており、一層の費用削減が求められている現状を踏まえ、廃止するものです。

2013年度の申請期間(2014年4月18日)が終了した後、健保組合から一般周知としてホームページへの掲載等を行います。